

玄海町建設発生土の処理取扱い方針

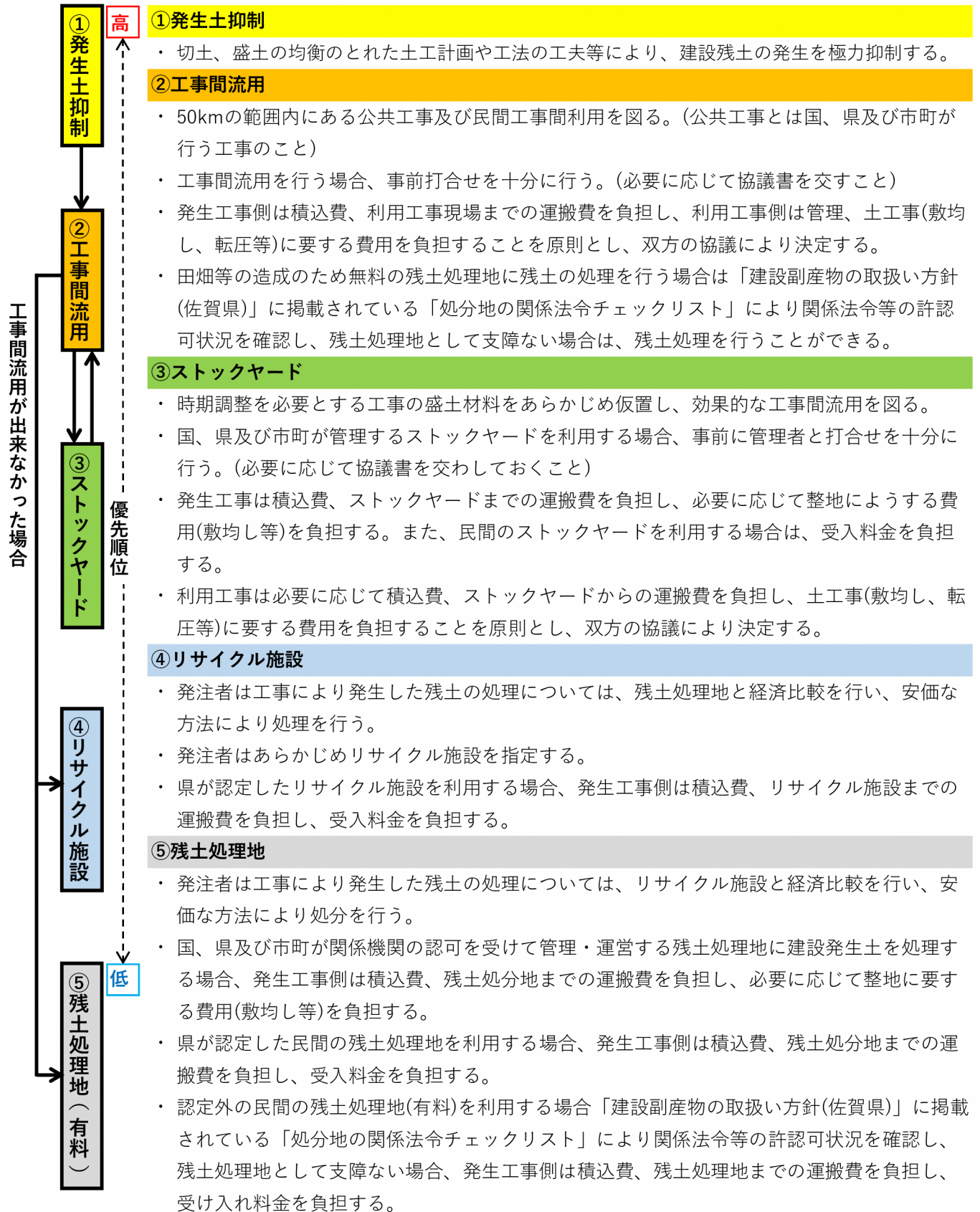
建設発生土の適正処理に向けた取組は、自然環境や生活環境を保全していく上で非常に重要であり、建設工事で必要となる土砂は原則として工事間で賄うことを目指すとともに、工事間利用が困難な発生土についても、適正な処分方法を構築することが不可欠である。

こうしたことから、玄海町では建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的として、建設工事副産物の適正な処理等に必要な基本方針を定め、建設発生土の処分方法をより明確にすることにより、さらなる建設発生土の処分の適正化と処分コストの縮減を図ることとする。

※「建設発生土」とは、建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。

取扱基本方針

1. 建設発生土は、設計段階から発生の抑制と現場内利用に努め、そうした措置にもかかわらず発生した土砂は指定処分により有効利用を図るものとし、自由処分を極力抑える。
※自由処分とは、建設発生土の具体的な搬出先を発注者が指定せず、請負者が任意の場所に処分するもので、発注者が搬出場所等を確認出来ない場合をいう。
2. 土砂が不足する建設工事においては、経済性に関わらず、工事間流用やストックヤードからの搬入を原則とし、新材(購入土)の利用を極力抑える。
3. 処理は別紙の順序(①～⑤)で検討する。



※その他

- ・必要に応じて見積を徴収し、経済比較を行うこと。
- ・②～⑤に関しては取り扱い土量に応じて費用負担が発生する。
- ・当方針については、玄海町発注工事のみに適用される。